

【開所時間減算】

注5 イ(休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。)ロの(2)、ハの(2)の(1)の(二)若しくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規定に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものとし、)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

【関係告示】平24厚労告271・第3号

ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の左欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の右欄に掲げることによるものとする。

こども家庭庁長官が定める営業時間の時間数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)の場合にあっては指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規定に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあってはこれに準ずるものとし、)が4時間以上6時間未満である場合	100分の85
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が4時間未満である場合	100分の70